

○まえばし 農業委員会だより

編集発行 前橋市農業委員会
 事務局 前橋市役所内
 農業委員会事務局
 前橋市大手町二丁目12番1号
 電話 027-898-6732
 e-mail nou-jimu@city.maebashi.gunma.jp

第 90 号

平成 27 年 1 月発行

1270 古紙配合率 70% の再生紙を使用しています

市長に建議書・議長に要望書を提出

農業施策の推進について要請

前橋市農業委員会は、昨年の10月31日、「平成27年度農政施策に対する建議書」を山本龍前橋市長に、同様な趣旨の要望書を町田徳之助前橋市議会議長に提出しました。

建議の作成にあたっては、農業委員、各種農業者団体、新規就農者等から幅広く意見を聴き、農政部会で審議を重ね、とりまとめました。

平成26年は、2月に記録的な大雪が関東地方を襲い、農業者においても甚大な被害を受けました。

また、4月には消費税も増税され、農業者にとって厳しい状況が続いております。

このような状況の中、農業者の高齢化等による遊休農地の増加や、有害鳥獣対策、農村整備など課題が山積しております。遊休農地

解消対策や、新たな担い手の育成など、地域農業活性化のためには、関係機関が一丸となり、前橋農業の発展のために継続性のある農政施策を推進すべきであると考えております。

以上のような観点から、7項目について建議・要望いたしました。要旨は次のとおりです。

■被災農業者向け支援について
被災農業者向け支援事業の延長及び経営転換した農業者への技術支援について。

■有害鳥獣対策について
新規被害地区についての対応、農地への侵入を防ぐ効果のある緩衝帯の設置及び更なる充実した職員体制に対する支援を要望。

■荒廃農地の解消について
荒廃農地の解消にあたり、処分が困難な竹篠について、竹篠を処分できる竹粉碎機の購入及び支援事業を要望。

■飼料米の作付について
経営所得安定対策において数量払いが導入された飼料用米について、作付推進を要望。

■新たに設置される「道の駅」の機能について
今後、建設予定の「道の駅」において、前橋市農業の中心となり、「道の駅」が目的となるような機能の導入を要望。

■集中豪雨対策について
近年、増加している集中豪雨や、台風被害等に対して、被害場所の迅速かつ適切な対策を要望。

■新規就農者への情報提供について
今後の地域農業の担い手である新規就農者に対して、支援等の十分な情報提供を要望



建議書を山本市長（左写真左）に、要望書を町田議長（右写真左）に提出する堀越農業委員会会長

農業まつり開催



前橋市農業委員会は、11月8日(土)に開催された平成26年度前橋市農業まつりに参加し、餅つき、お米無料配布、ポン菓子、中学生以下の子供を対象としたクイズを実施し、市民への米の消費拡大を図りました。

餅つきコーナーでは、その場でついた餅を切り分け、あんこや大



子供たちの餅つき体験

根おろしを添えて配布し、たくさんの人につきたての餅の味を楽しんでいただきました。

また、実際に子供たちにも餅つきの体験をしてもらい、食の楽しさにも触れる機会となりました。

お米の無料配布コーナーでは、お米についてのアンケートに回答した人に、前橋産のゴロピカリを配布しました。今回も長蛇の列となり、用意した600袋のお米はあっという間になくなってしまっほどの人気でした。

ポン菓子コーナーでは、専用の機械を使い、できあがったポン菓子を貰うため老若男女たくさんの方が列を成していました。

ポン菓子が出る度に大きな音が鳴り、周りからは一斉に注目を浴びていました。子供たちは、最初は驚いていましたが、次第に興味を持ち始め、回を重ねるごとに楽しそうに眺めていました。

クイズコーナーでは、お米の計量クイズや、箱の中に入った野菜を当てるクイズなど2種類を用意し、大勢の子供たちが挑戦して盛況となりました。参加した子供には駄菓子が渡され、嬉しそうにしていました。

今年度の農業まつりも、たくさんブースが出展し、農産物を使った料理や加工品の販売などを行い大変賑やかで活気付いていました。お越しいただいた方からも、美味しくて安心安全な地元の農産物が安く買える良いイベントだ、という声もあり参加者にとっても満足の行くイベントとなりました。このようなイベントが開催されることで、たくさんの方々との交流ができ、親交を深め合える良い機会となりました。

農業委員会は今後も多くの人に農業まつり等のイベントを通して、米の消費拡大、農業振興を図るため取り組みをしていきます。



計量クイズに挑戦中



大きな音を出して撥ねるポン菓子機

平成26年度前橋市農政講演会を開催

前橋市農業委員会では11月25日(火)に前橋市農業協同組合本所多目的ホールにて、市内の農業者や農業関係機関を対象とした前橋市農政講演会を開催し、約100人の方が参加しました。

講師には茨城県つくば市から、(株)農業法人みずほ代表取締役社長であり、農産物直売所「みずほの村市場」を経営している長谷川久夫さんをお招きし、「直売所革命 ～農村の未来を変える～」という演題で、理想とする農業者のあり方や、今まで行なってきた活動などのお話をさせていただきました。

長谷川さんは、農家に生産した農産物の価格決定権が無いということを嘆き、自身の経営する「みずほの村市場」では農家自らが価格を設定できるようなルールを制定し、農家が損をすることなく産業として機能するようにしています。長谷川さんが定めたルールのひとつに、前の人が付けた値段を

下回らないように価格を付けるというものがあり、消費者に作物の生産原価を伝え、金額でなく品質での競争をするようにしています。このルールを定めた当初は生産者、消費者からの批判が多くありましたが、お互いの信頼関係を深め3年をかけた現在では理解し合うことができています。



講演をする長谷川さん

長谷川さんの講演に参加された方は真剣に聞き入り、講演後のアンケートでは自分も消費者と信頼関係を深め合い、生産した農産物を購入してもらえよう工夫をしていきたいといった意見もあり、大変好評な講演会となりました。農業委員会では、今後もこのような講演会を実施し、農業に関する知識や理解を深めていく取り組みを行ってまいりますので、皆様のご参加をお待ちしています。



講演を聴く参加者

農業用軽油免税証の交付申請の際に耕作証明書等の提出が必要です

県税事務所へ農業用軽油免税証の交付申請の際に、「耕作証明書」及び「農地基本台帳の写し」が必要になりますので、市役所7階農業委員会事務局までお越しください。「耕作証明書」及び「農地基本台帳の写し」の請求手続きには、本人を確認出来る、免許証(又は保険証)と手数料350円が必要です。

また、本人が来られない時は、委任状と受任者の免許証(又は保険証)が必要になります。

なお、農業用軽油免税証の交付申請以外で「耕作証明書」のみが必要な時は、支所・市民サービスセンター(前橋プラザ元気21及びコミュニティセンターを除く)で発行が出来ます。

お問い合わせ先
農業委員会事務局管理係
電話 027-898-6732
申請書及び委任状の様式
<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/8/19/20/035/p005479.html>

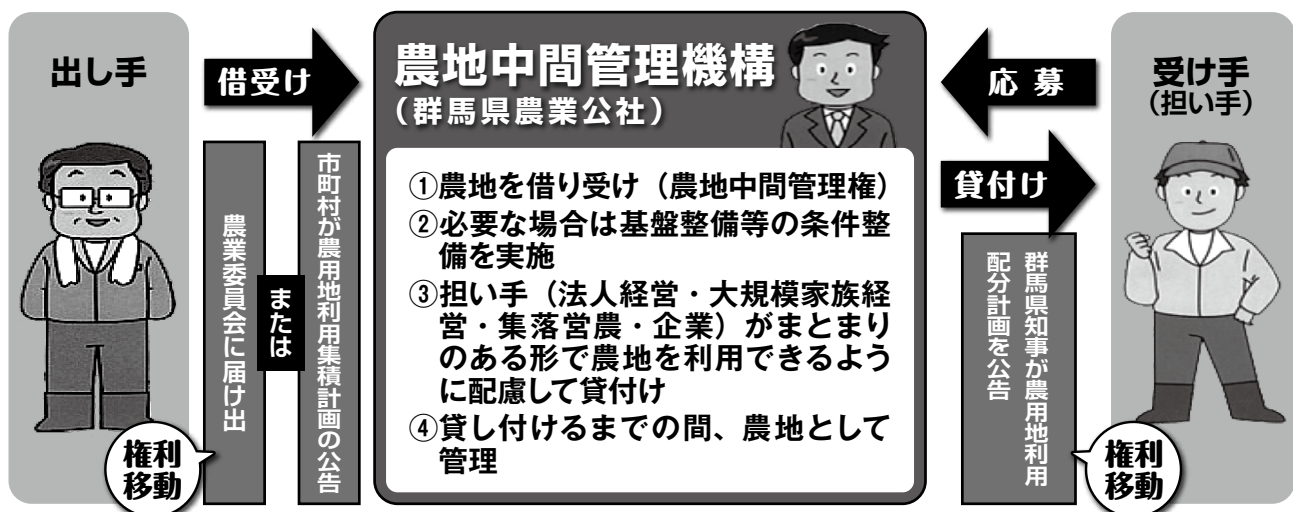
農地の貸し借りはお任せ下さい!

～県知事指定機関なので安心です～

群馬県農業公社では、本年度から農地中間管理機構として群馬県知事から指定を受け、新たな農地の貸し借り仕組みである「農地中間管理事業」を実施しています。この事業は、規模を縮小したい農家から農地を借り受け、担い手に使いやすいように集約して貸し出す事業です。

この事業を活用すると、農地の貸し手側・借り手側の双方に様々なメリットもありますので、農地の貸し借りは群馬県知事からの指定機関である農業公社に安心してお任せ下さい。

農地中間管理事業のイメージ



農地を借りたい方

農地を借りたい方は、農業公社が行う「借受希望者の募集」に応募して頂く必要があります。募集は、農業公社のホームページや新聞広告、市町村広報誌等でお知らせします。

応募方法は、募集期間内に各市町村農政担当窓口ある「農用地等借受応募書」に必要事項を記載のうえ、農業公社へ持参又は郵送して下さい。

出し手農家からの農地とのマッチング後に、農業公社が農地を貸し付けるための手続きを行います。
※借受応募書は、農業公社のホームページにも掲載します。

農地を貸したい方

農地を貸したい方は、各市町村農政担当窓口ある「農用地等貸付希望申出書」に必要事項を記載のうえ、市町村窓口か農業公社へ持参又は郵送して下さい。随時受付をしていますので、貸付を希望する方は市町村窓口までご相談下さい。

借り受ける農地は、農業振興地域内の農地に限られますが、受希望者が見つからない場合などは、借り受けしない事があることを予めご承知下さい。

※貸付希望申出書は、農業公社のホームページにも掲載します。

事業を利用するメリット

◆一定の条件を満たす出し手又は地域に対し機構集積協力金が交付される。

・経営転換協力金

農業公社へ自作地を10年以上貸し付け、担い手に貸し付けられた場合、経営部門の減少又はリタイアする農業者や農地の相続人に交付(耕作放棄地所有者は対象外)。

【1戸当たり交付単価】

貸付面積が0.5ha以下:30万円 0.5ha超2.0ha以下:50万円 2.0ha超:70万円

・耕作者協力金

農業公社の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす2筆以上の農地を10年以上農業公社への貸し付け、担い手に貸し付けられた場合、貸し付けた農業者又は耕作者に交付(耕作放棄地は対象外)。

【交付単価】 (平成27年度までの単価、以降減額)

2万円/10a

・地域集積協力金

地域で農業公社にまとまった農地(地域全体の農地の2割超)を貸し付けた場合、その地域に対して交付。

【交付単価】 (平成27年度までの単価、以降減額)

貸付割合が2割超5割以下:2.0万円 5割超8割以下:2.8万円 8割超:3.6万円

※交付要件の詳細は、市町村農政担当課にお問い合わせ下さい。

◆(出し手)賃料の支払は農業公社が行うため、確実に支払いが行われる。

◆(受け手)賃料の支払先が農業公社となるため、複数の相手方に支払う手間が省ける。

◆法定更新が適用されずに、10年以上の長期契約が可能(基盤法も同じ)となり、安定した営農を長期間行うことができる。

◆貸付相手は農業公社が選定するため、直接相対して交渉等する必要がない。

事業を利用するデメリット

◆受け手全員が、農業公社に年1回利用状況を報告する義務がある。

(他法令は解除条件付きの契約の場合のみ同様の報告義務がある。)

◆最初の契約時に、年間賃料の1%又は1,000円(使用貸借)の手数料を農業公社が徴収する。

◆借受と貸付の手続きが別となるため、手間と時間がかかる。

◆借入期間が10年以上と長いため、敬遠する方もいる。

◆貸付相手は農業公社が選定するため、任意の貸付先が選べない。

問合せ先

公益財団法人 群馬県農業公社 前橋市総社町総社 2326-2
 TEL:027-251-1220 ホームページ :<http://www.gnk.or.jp/>
 前橋市役所 農林課 地域営農係 TEL:027-898-6708



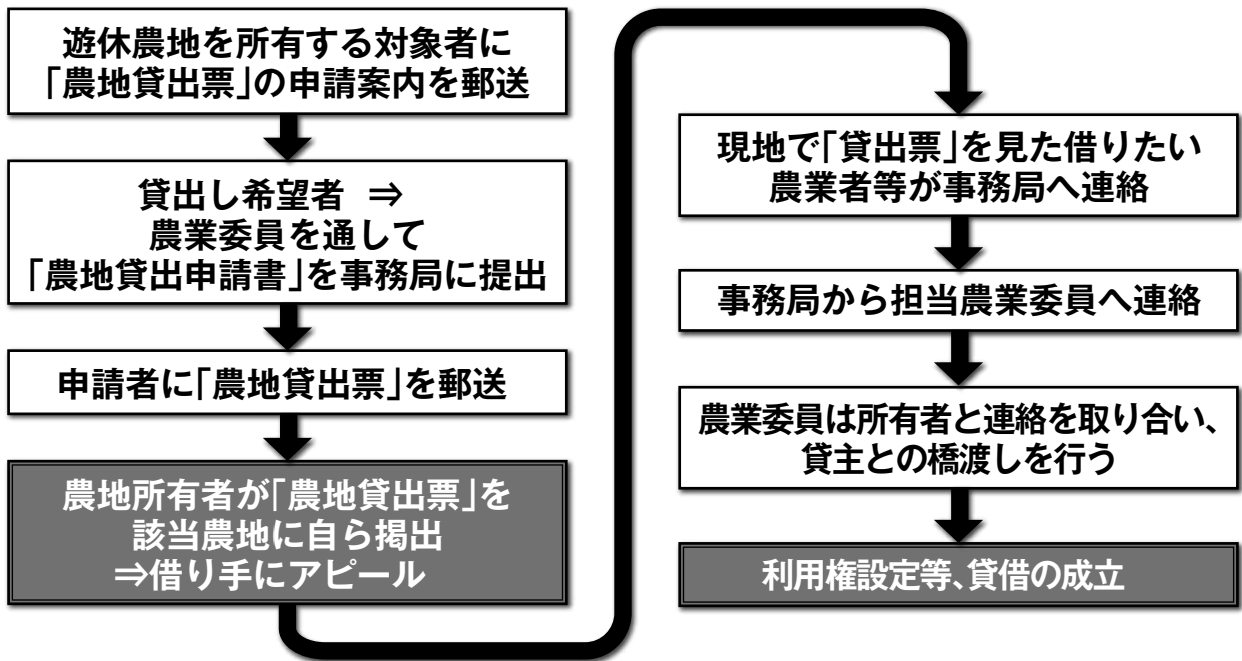
貸出し希望農地に、看板を立てませんか？

農業委員会では、遊休農地の貸し借りを促進するため、平成25年度から農地貸出票の交付を行っています。

この事業は、農地所有者が遊休農地(空きハウスも可)の貸し付けを希望する場合に、自ら該当農地に下図の「農地貸出票」を看板として立てます。この看板を見た営農目的で農地を借りたい農業者等は、農業委員会に連絡をしてください。その後、担当農業委員が貸し借りについての仲介を行います。

お問合せ先:農業委員会事務局農業振興係(Tel.027-898-6733)

【農地の貸し借りが成立するまでの流れ図】



【見本】

【フィルム加工】

農地貸出票

○

管理番号 ○□-△◇○▽

面積 □,▽○□m² (約□.▽反)

賃借料 ・無料 (有料) △,000円/10a当たり

所在 前橋市 ◇◆■町 ○□▽△番▽

この土地は農業委員会に貸し出し希望の申請があった農地です。
借人は、営農目的で利用する農業者等に限られます。
耕作を希望される方は、「管理番号」により下記までお問い合わせください。

前橋市農業委員会事務局 027-898-6733 (直通)

(農地貸出票の下地の色は黄色となります。)

農地の相続等の届出のお願い

改正農地法施行(平成21年12月15日)以降に農地の所有権を相続した場合に提出

農地を相続したときは・・・



地元の農業委員会に届出をお願いします

農業委員会では、例えば、農地を相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会が把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越してください!

お問い合わせ先

農業委員会事務局 農地係 電話 027-898-6734

第3回

農コンが開催されました!!

10月25日(土)に前橋市認定農業者連絡協議会主催の婚活事業「第3回農コン～出逢いの輪を広げよう!～ in まえばし」が前橋市三夜沢町の“福豚の里 とんとん広場”で開催されました。

当日は、天気にも恵まれ、大自然の中でのバーベキューや手作りウィンナー体験、旬のサツマイモ掘りなどのイベント盛りだくさんの内容となりました。

今年は、農業青年13名・女性14名の計26名の参加があり、5組と多くのカップルが誕生するなど、出逢いの輪が広がりました。



バーベキュー



手作りウィンナー体験



サツマイモ掘り



フリータイム